

令和5年度 相模原市立鶴園小学校

いじめ防止基本方針

令和5年4月

相模原市立鶴園小学校いじめ防止基本方針

【差別に気づき、差別をしない子どもの育成】

学校という大きな集団生活の中では、子ども同士のトラブルは日常的に起こり得るものと言えるが、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことのないようにすることが大切と考える。

トラブル発生後の事後対応も大切だが、「問題が発生しにくい学級、学年、学校の風土を作る（未然防止）」という、被害者を守るというだけの未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での積極的未然防止策を重点に掲げ取り組んでいく。

【家庭・地域との連携】

- PTA、自治会、つるっ子を守る会、学校評議委員会等と連携し共通認識に立った上でいじめの発見に協力を求める。
- ・学校へ行こう週間
 - ・健全育成協議会
 - ・学校評議委員会

【校内組織】

- 【いじめ防止対策委員会】
学校長を委員長に、副校長、教務主任、児童支援専任教諭、支援教育コーディネーター、青少年教育カウンセラー、養護教諭、各学年主任で構成し、必要に応じて開く。

【関係機関との連携】

- 青少年相談センター、南区子育て支援センター、児童相談所、スクールサポーター、児童委員、児童クラブ、SSW等の外部機関と積極的に連携し対処していく。必要に応じてケース会議を開く。

【いじめの未然防止】

- (1) 自発的な参加を促せる授業の工夫 ・学び合いの充実 など
- (2) 異学年交流 ・「あいさつ運動」 など
- (3) 道徳の指導法改善・朝読書 ・具体的な体験や事物との関わりを増やす
- (4) 週1回児童指導情報交換の実施 ・ネットパトロールをホームページにリンク など
- (5) つるっ子を守る会との連携 ・児童クラブとの連携 ・主任児童委員との連携 など
- (6) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）に関わる教職員の共通理解や児童、保護者への周知徹底

【いじめの早期発見】

- (1) 日常的な児童観察の充実 ・個人面談 ・交換授業 ・日記 など
- (2) いじめに関するアンケート（年3回）
- (3) つるっこ生活アンケート（年1回）
- (4) 青少年教育カウンセラーとの連携 ・懇談会の充実 など

【いじめへの対処】

- (1) いじめ防止対策委員会での組織的対応 ・関係機関へ連絡し対応方法検討 など
- (2) 正確な実態把握 ・当事者双方や周りの児童からの聞き取り など
⇒ いじめであるか否かの判断は、組織的に行う。
- (3) 児童への指導・支援 ・被害児童の保護、教育的配慮 ・加害児童への指導 など

1 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、学校長を中心に全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。トラブル発生後の事後対応も大切だが、「問題が発生しにくい学級、学年、学校の風土を作る（未然防止）」という、被害者を守るというだけの未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での積極的未然防止策を重点に掲げ取り組んでいく。

また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

- 組織名称：鶴園小学校いじめ防止対策委員会
- 構 成 員：学校長（委員長）、副校長（副委員長）、教務主任、児童支援専任教諭、支援教育コーディネーター、青少年教育カウンセラー、各学年主任、養護教諭
- 委員会の取組内容
 - ① 教師の指導力アップのために研修や講演会を企画する。
 - ② 学年会や週一回の打ち合わせで情報を交換したり共有したりすることで、いじめの早期発見、早期対応につなげる。
 - ③ いじめ事案が発生した場合、委員会でケース会議を開き対応策について協議する。

3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- ① 授業の充実
 - ・ 学習問題を自分のものとして捉え自主的に参加できる導入の工夫
 - ・ ねらいに迫るための自力解決、学び合いの充実
 - ・ 集団の学びを個に返し学びを実感する終末の工夫
- ② 教科等研修の充実
 - ・ 授業作りの基礎を学ぶ実践的な授業研修
 - ・ 学級経営、保護者との信頼関係を築くための研修

(2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。

- ① 授業の中で
 - ・ わかる授業づくりを進め、全ての児童が参加でき、活躍できる授業を工夫する。
 - ・ 音楽活動を重視し、子どものニーズに応える学習を構築し、仲間と豊かに関わりながらみんなで学習を創り上げていく楽しみを味わうことができるようにする。

- ② 児童会活動や学級活動の中で
 - ・自主自立的な活動を通じて、友人関係づくり、集団づくり、社会性の育成を図る。
 - ・異学年交流における活動では、その学年なりに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために行い、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わりあいながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を得られるようにしていく。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
 - ① 道徳教育の充実：道徳の時間の確保。指導法の改善と充実を図る。
 - ② 人権教育では、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができ、単なる理解にとどまることなく、態度や行動に表れるようになることを目指す。
 - ③ 朝の読書を位置づけることで、豊かな感性を磨く一助とする。
 - ④ 具体的な体験や事物との関わりを増やし、豊かな心を育む。
- (4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。

次の児童等に対する配慮も大切にしていく。

 - ・発達障害を含む障害のある児童
 - ・外国につながる児童
 - ・性同一性障害等の児童
 - ・事件や災害等により被災した児童
 - ① 学年会で児童の話題を積極的に出しあい、問題への対処や情報交換を積極的に行う。
 - ② 校内全体での児童指導情報交換を定期的を実施する。
 - ③ ネットいじめに関する研修をはじめ、人権や情報教育に関わる研修を行う。
 - ④ ネットパトロールをホームページにリンクさせ、保護者に情報を提供する。
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。
 - ① 児童クラブとの連携
 - ② つるっこを守る会との連携
 - ③ 地域の主任児童委員との連携

4 いじめへの早期発見の取組

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
 - ① 学年会を充実させ、児童の情報交換をする。
 - ② 個人面談、日記等により把握する。
 - ③ 休み時間等での児童との会話の中で様子を把握する。
 - ④ 教科等研修で、学級経営や保護者との信頼関係の作り方を学び、実践する。

- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - ① つるっこ生活アンケートを実施し、児童の情報を学級経営に生かす。(年3回記名式で行う。2回目のものを集計し保護者に公開する。)
 - ② いじめに関わるアンケート調査を記名式で行う。(年1回)
 - ③ 必要に応じて教育相談(個人面談)を実施し、保護者から得た情報を児童との関わりに生かす。

- (3) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
 - ① 休み時間や日記指導など、児童との日々の豊かな関わり
 - ② 懇談会や個人面談の充実
 - ③ 青少年教育カウンセラーとの連携
 - ・ 相談日(毎週木曜日)の周知
 - ・ 青少年教育カウンセラーによる校内巡回(児童観察)
 - ・ 児童指導担当、支援教育コーディネーター、担任、青少年教育カウンセラー、(保護者や児童本人)を交えた合同のケース会議
 - ④ 外部相談窓口の周知とポスターの掲示
 - いじめ相談ダイヤル(市学校教育課) 042-707-7053
 - いじめ110番(県教育相談センター) 046-681-8111

5 いじめへの対処

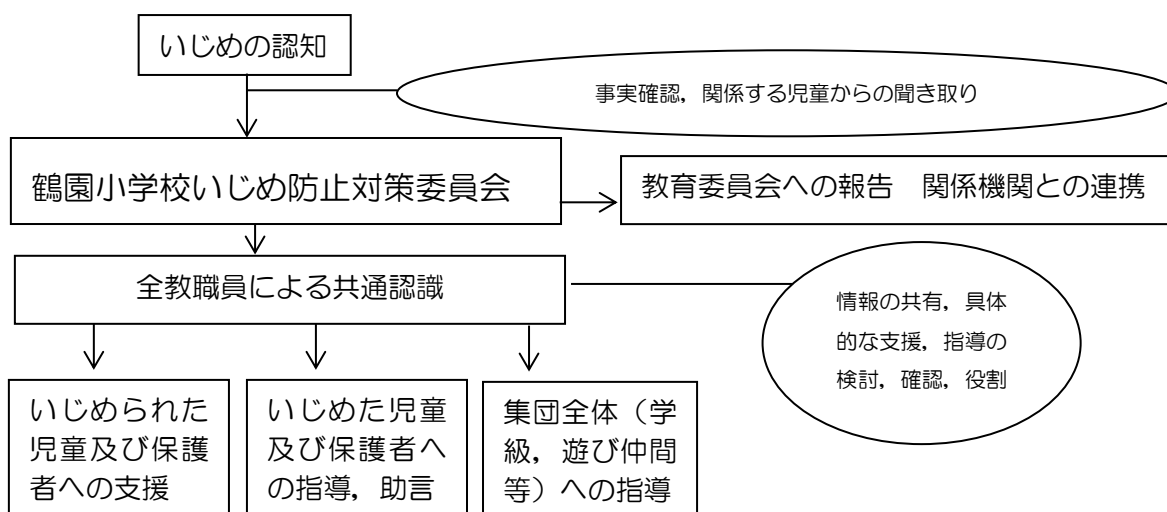
発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
 - ① 鶴園小学校いじめ防止対策委員会に直ちに情報を共有する。
 - ② 暴力を伴ういじめならば、速やかに止めることを優先する。
 - ③ 暴力を伴わないいじめに対しては、多角的に情報収集を進め、時系列に沿って内容を把握した上で、対策を立て指導する。
 - ④ 被害児童のケア、加害児童への指導、保護者双方への対応などを相談して進める。
 - ⑤ インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては、直ちに関係機関に協力や援助を求め、削除等の処置をとる。

(2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

- ① 児童指導情報交換でいじめ事案の状況を伝え共通理解を図り、全職員で対応する。
- ② 事案の内容に応じて関係機関、専門機関に連絡し連携を図る。
 - ・ 青少年教育カウンセラー
 - ・ 児童相談所、南子育て支援センター
 - ・ 県警少年相談・保護センター
 - ・ SSW
- ③ 児童支援専任教諭が担任とまとめた内容を委員会に諮り、その後、委員長（学校長）が教育委員会へ報告する。

(対応経路)



6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携し調査を行う。調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態が発生したとの疑いがあると認めるときは、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 教育委員会を通じて、すみやかに市長へ重大事態発生について報告する。
- (3) 調査の結果、明らかになった事実関係についていじめを受けた児童およびその保護者に対して個人情報に配慮した上で、適切に情報を提供する。

重大事態とは

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ 児童生徒が自殺を機とした場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 等

7 その他

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

以上